

証券ジャパンの約款・規程集（インターネット取引をご利用のお客様用） 新旧対照表

令和元年 10 月 24 日  
株式会社証券ジャパン

このたび、2019 年度税制改正等に伴うジュニア NISA における出国時の取扱い並びに当年勘定変更手続きの変更等に対応するとともに、NISA 約款において所要の整備を行うため、約款・規程集を一部改正いたします。お客様におかれましては、当該改正内容等をご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

（改正項目の新旧対照表）

新	旧
<p>1. 「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」の一部を改正いたします。 2. 本改正については、令和元年 11 月 18 日より適用いたします。</p>	<p style="text-align: right;">下線部分変更</p>
<p>未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款</p> <p>（非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定） 第 3 条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第 14 条から第 16 条、第 18 条及び第 24 条第 1 項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、<u>2016</u>年から<u>2023</u>年までの各年（お客様がその年の 1 月 1 日において 20 歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の 1 月 1 日に設けられます。 2 （現行どおり） 3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、<u>2024</u>年から<u>2028</u>年までの各年（お客様がその年の 1 月 1 日において 20 歳未満である年に限ります。）の 1 月 1 日に設けられます。</p>	<p>未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款</p> <p>（非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定） 第 3 条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第 14 条から第 16 条、第 18 条及び第 24 条第 1 項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、<u>平成 28</u>年から<u>平成 35</u>年までの各年（お客様がその年の 1 月 1 日において 20 歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の 1 月 1 日に設けられます。 2 （省略） 3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、<u>平成 36</u>年から<u>平成 40</u>年までの各年（お客様がその年の 1 月 1 日において 20 歳未満である年に限ります。）の 1 月 1 日に設けられます。</p>
<p>（非課税口座のみなし開設） 第 26 条 <u>2017</u>年から<u>2023</u>年までの各年（その年の 1 月 1 日においてお客様が 20 歳である年に限ります。）の 1 月 1 日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。 2 （現行どおり）</p>	<p>（非課税口座のみなし開設） 第 26 条 <u>平成 29</u>年から<u>平成 35</u>年までの各年（その年の 1 月 1 日においてお客様が 20 歳である年に限ります。）の 1 月 1 日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。 2 （省略）</p>
<p>（本契約の解除） 第 27 条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 ①～④ （現行どおり） ⑤ <u>お客様が出国の日の前日までに第 11 条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客様が 20 歳である年の前年 12 月 31 日までに「未成年者口座を開設している者の帰国に係る届出書」を提出しなかった場合、その年の 1 月 1 日においてお客様が 20 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日</u> ⑥ （現行どおり）</p>	<p>（本契約の解除） 第 27 条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 ①～④ （省略） <u>（新設）</u> ⑤ （省略）</p>
<p>附則 この約款は、<u>令和元年 11 月 18 日</u>より適用させていただきます。 <u>成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、2023 年 1 月 1 日より、本文中の「20 歳」を「18 歳」に、「19 歳」を「17 歳」に読み替えます。その場合、2023 年 1 月 1 日時点で 19 歳、20 歳である者は同日に 18 歳を迎えたものとみなされます。</u></p>	<p>附則 この約款は、<u>平成 31 年 1 月 4 日</u>より適用させていただきます。</p>

以上